

2018年12月18日

4 大阪北部地震等の教訓について

(3) 教訓と総務省消防庁資料と本市危機管理体制の比較検討について

○松本議員

～略～

次に教訓と総務省消防庁資料と本市危機管理体制の比較検討について、まず、大阪北部地震での、東正雀のガス漏れや道路障害など、市内状況について消防と庁内部署や警察との情報共有ができていたのか、お聞かせ下さい。

～略～

○嶋野議長

消防長

○消防長

大阪北部地震における、消防、庁内部局及び警察との情報共有についてのご質問にお答えいたします。

まず、東正雀のガス漏れ事案でございますが、6月18日、8時56分に市民からの119番通報により覚知し、味生小隊が出動いたしました。地震によるブロック塀の倒壊により、引き込んでいた都市ガス配管に亀裂が入り、ガスが漏洩したもので、消防隊の到着時、ガス臭を認めたため、ロープ等で警戒区域を設定し、大阪ガス及び警察官の現地到着までの間、消防で周辺警戒をいたし、関係機関到着後は現場を引継ぎ、次の事案に出動いたしました。

当日は、その他14件ほど出動しておりますが、それぞれの現場におきまして消防と警察官との連携は取れておりました。

市災害対策本部へは、消防本部内に設置した警防本部を通じて、被害状況と活動状況を報告し、また摂津警察署員も1名、災害対策本部に詰められていたこともあり、情報共有はできていました。

～略～

○嶋野議長

松本議員

○松本議員

～略～

次に教訓と総務省消防庁資料と本市危機管理体制の比較検討についてですが、当時の情報共有状況については理解しました。

教訓を踏まえ、大災害での対応も含めて、現場部隊である消防として、庁内部署との関係について改めてどのようなものか見解をお聞かせ下さい。

○嶋野議長

消防長

○消防長、

災害時における消防と庁内部局との関係についてのご質問にお答えいたします。

消防と庁内部局との情報伝達と連携につきましては、今回の大阪北部地震の応急対策では、個別の部局間とのやりとりとなっていました。

課題といたしまして、大規模災害応急対策に際しては、災害対策本部が情報を集約し、それに基づき、各部局の応急対策をコーディネートするという運用が必要かと考えるところでございます。

○嶋野議長

松本議員

○松本議員

各部局間の情報共有と統括的な対応要領に課題があると理解しました。

さて、阪神淡路大震災などをを受けて作成された平成14年の総務省消防庁資料「地方公共団体の防災体制のあり方に関する調査検討委員会報告書」において、危機管理監等危機管理専任スタッフが首長等を補佐し、各部局を統括または調整するような組織の構築が望まれるという一文があります。

地域防災計画上での消防長の位置付けも含め、教訓を踏まえ、消防が任務を最大限発揮できる組織についての見解をお聞かせください。

○消防長

防災組織についてのご質問にお答えいたします。

総務省消防庁報告書には、市の危機管理組織について、議員ご指摘の内容が記述されておりますことは、認識いたしております。消防の部隊活動を含めた災害応急対策を行ううえで最大限有効な活動を展開するためには、市災害対策本部が統括して各部局の活動をコーディネート及びコントロールし、地域防災計画に基づいた活動を実施できる組織運営を行うことが重要ではないかと考えるところでございます。

○松本議員

まさに、各部局を統括する災害対策本部運営には、専門的知識を有した管理職級のコーディネーターと専属職員が不可欠です。それには平時から危機管理に精通した職員でなければ対応できません。

日本防火・危機管理促進協会のHPでは、大阪府内で本市よりも小規模の自治体で危機管理専門部署を設けている所は19市町村中14市町にもなります。

本市も適切な根拠と教訓に基づき、危機管理専門部署を設置し消防も含め全庁体制でより効果的に取り組める組織への改善を要望致します。

以下略